

第63回

日 本 雑 誌 広 告 賞
表 彰 規 約

一般社団法人 日本雑誌広告協会

目 次

1. 表彰規約	1
2. 広告作品提出要項	7
3. 業種別分類表	10
A 食品・飲料・ヘルスケア部門	10
B ビューティ・コスメティック部門	11
C ファッション・ジュエリー部門	11
D 電機・住環境・情報通信部門	12
E 自動車・金融・サービス・その他部門	13

《 表 彰 規 約 》

(総 則)

- 第 1 条 一般社団法人日本雑誌広告協会（以下「本協会」という。）は、経済産業省後援のもとに定款第3条及び第4条第3項による事業実施のためその運営基準として日本雑誌広告賞表彰規約（以下「表彰規約」という。）を定めるものとする。
- 第 2 条 この表彰規約の実施にあたり、特に定めのない事項については、理事会の議決によるものとする。
- 第 3 条 この表彰規約を変更するとき又は廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

(表彰対象)

- 第 4 条 本協会は、雑誌に掲載された広告作品について、毎年1回、定期的に審査し、優秀な作品及び広告主・制作者を表彰する。
- 第 5 条 審査する広告作品は、月号表記で前年の7月1日付以降、当該年の6月末日までの1年以内に会員社発行の雑誌に掲載されたものに限る。
2. ただし、第3部シリーズ広告において、当該年にわたる掲載が4回に満たない場合、また、第2部タイアップ広告・第5部小スペース広告で対象期間をまたぐ連続した広告に関しては、前年の1月1日付まで6カ月間さかのぼることができるものとする。
3. 第1項に該当する広告作品であっても、既に日本雑誌広告賞を受けたものは、原則として、審査対象からこれを除くものとする。

(賞の名称)

- 第 6 条 賞の名称は、日本雑誌広告賞（以下「広告賞」という。）とし、賞状を贈ってこれを表彰する。

(賞の種類及び点数)

第 7 条 広告賞の種類及び点数は、下記のとおりとする。

第 1 部 純広告

A	食品・飲料・ヘルスケア部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
B	ビューティ・コスメティック部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
C	ファッション・ジュエリー部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
D	電機・住環境・情報通信部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
E	自動車・金融・サービス・その他部門	金賞 1 点	銀賞 1 点

第 2 部 タイアップ広告

A	食品・飲料・ヘルスケア部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
B	ビューティ・コスメティック部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
C	ファッション・ジュエリー部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
D	電機・住環境・情報通信部門	金賞 1 点	銀賞 1 点
E	自動車・金融・サービス・その他部門	金賞 1 点	銀賞 1 点

第 3 部 シリーズ広告 (純広告 / 4 回以上) 金賞 1 点 銀賞 1 点

第 4 部 マルチプル・特殊加工広告 (純広告 / マルチプル 4 頁以上) 金賞 1 点 銀賞 1 点

第 5 部 小スペース広告 (純広告) 金賞 1 点 銀賞 1 点

小 計 金賞 1 3 点 銀賞 1 3 点 合 計 2 6 点

(経済産業大臣賞 / グランプリ)

第 8 条 第 1 部から第 5 部までを通じ、最優秀広告作品に対し、経済産業大臣賞 (グランプリ) として賞状を贈ってこれを表彰する。

(総合賞)

第 9 条 金賞を含む 2 点以上の広告賞を受賞し、かつ、その当該年度内において、雑誌広告活動に顕著な実績を示したと認められる広告主に対し、総合賞として賞状を贈ってこれを表彰する。

(日本雑誌広告協会賞及び制作者賞)

第 10 条 経済産業大臣賞及び総合賞受賞社に対し、日本雑誌広告協会賞として協会より賞金を贈る。

なお、制作者賞は経済産業大臣賞受賞作品の制作者に対して協会から賞状及び賞金を贈る。但し、表彰者は10名までとする。

(広告賞運営委員会特別賞)

第 11 条 立体的、多面的展開など、特に企画性の高い広告作品には、運営委員会の総意をもって、広告賞運営委員会特別賞として賞状を贈ってこれを表彰することができる。

(表彰点数の調整)

第 12 条 優秀作品多数の場合は、第7条の規定に加えて銀賞の表彰点数を増加し、また、審査の結果、優秀作品がないものと判断された場合は、表彰該当作品がないものとして処理することができるものとする。

なお、審査終了後、失格作品の生じた場合に備え、次点候補を選出しておき、これをくりあげるものとする。

(同一作品と誌名)

第 13 条 同一広告作品または類似作品が2誌以上の媒体から提出された場合は、一括して審査し、かつ入賞の場合は、同一広告または類似作品が掲載された誌名全部を発表する。

(提出作品点数の制限)

第 14 条 審査をうけるため、提出することのできる広告作品の点数は、1誌につき第1部純広告A～E 50点以内、第2部タイアップ広告A～E、第3部シリーズ広告、第4部マルチプル・特殊加工広告、第5部小スペース広告各10点以内とする。

また、総点数を1社につき150点以内とする。

(作品提出期間)

第 15 条 広告作品の提出期間は、毎年7月初旬から中旬までとする。

(選考委員会)

- 第 16 条 提出された広告作品は、当協会選考委員会において選考し、その結果を審査委員会に報告する。
- 第 17 条 選考委員会は、当協会役員社（理事社並びに監事社）から指名推薦された選考委員をもって構成する。原則として選考委員の代理選考は、これを認めないものとする。
- 第 18 条 選考委員会は、毎年7月下旬から8月上旬に開催する。

(審査委員会)

- 第 19 条 最終審査を行うため、毎年、若干名の審査委員を委嘱し、審査委員会を設置する。審査委員の任期は、委嘱の日より表彰会開催日までとし、原則として審査委員の代理審査は、これを認めないものとする。
- 第 20 条 審査委員会は、委員長を互選のうえ、表彰規約第7条、第8条、第9条の審査を行うものとする。
- 第 21 条 審査の方針、審査方法等については、審査委員会の合意によって決定する。
- 第 22 条 最終審査は、毎年9月に終了する。

(表彰会)

- 第 23 条 表彰会は、原則として毎年11月5日の〈雑誌広告の日〉を中心に開催する。

(経 費)

- 第 24 条 本事業実施に要する経費は、本会計の事業費をもってこれを支弁し、本協会監事の監査を経たのち、毎年度定時総会にこれを報告するものとする。

(広告作品提出要項)

- 第 25 条 本事業運営の円滑化をはかるため、別に広告作品提出要項を定める。

昭和40年6月17日制定・毎年度各一部改正。
昭和58年6月29日・一部改正。第3部活版を廃止。
第2部単色刷部門に統合。
平成3年4月25日・日本雑誌広告協会賞設置、第2部単色
刷部門の業種別分類を廃止。
平成7年4月25日・第2部単色刷部門・第5部幼児・児童・
学生誌広告部門を第1部多色刷部門に
統合、新たに企画広告部門設置。
平成8年4月25日・第6部特殊加工広告部門設置。
平成10年3月26日・企画広告部門削除。
平成11年3月25日・第1部企業・団体広告部門削除。
平成12年3月30日・第1部情報通信部門設置。
第2部～第5部銀賞2点から1点に改定。
平成14年3月28日・第1部精密機器・事務機器・事務用品
削除。
平成14年4月25日・賞牌を削除。
平成16年3月25日・第7条・第9条一部改正。
平成17年3月24日・第1部金融・証券・保険部門削除。
平成19年3月22日・制作者賞設置。第1部多色刷・単色刷
広告の応募点数の改定。
平成20年3月27日・第1部の多色刷・単色刷広告表示削除。
制作者賞表彰者数追加。
平成21年3月19日・第7条一部改正。
平成22年3月25日・第4条・第5条・第7条・第8条・
第13条一部改正。第1部食品部門と
飲料・嗜好品部門を統合。第6部タイ
アップ広告部門設置。
平成23年3月24日・第5条・第8条・第13条一部改正。
第7条業種別部門等大幅改正。
平成24年3月29日・第5条・第7条・第11条一部改正。
平成25年3月21日・第7条第2部～第5部銀賞を設置。

平成26年3月20日・第8条一部改正。第11条特別賞設置。

平成27年3月19日・第11条一部改正。

平成28年3月17日・第8条一部改正。

平成29年4月27日・第5条・第20条一部改正。

平成30年4月26日・広告の応募点数の改定。

平成31年3月28日・第5条・第8条・第14条一部改正。

第7条業種別部門大幅改正。

令和2年4月13日・第7条業種別部門一部改正。

令和3年3月25日・第14条一部改定。

注：（定款一部抜粋）

第3条 この法人は、雑誌広告に関する調査・研究、倫理向上のための施策の推進、作品の表彰、研修・セミナーの開催等を行うことにより、雑誌広告の質的向上を図るとともに、社会生活情報としての機能を高め、もって我が国の産業、経済、社会、文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（3）雑誌広告に関する作品の表彰

《 広告作品提出要項 》

1. 広告作品の分類は、「日本雑誌広告賞表彰規約」により次の通り第1部から第5部までとする。

第1部純広告A～E、第2部タイアップ広告A～E、第3部シリーズ広告（純広告／4回以上）、第4部マルチプル・特殊加工広告（純広告／マルチ4頁以上）、第5部小スペース広告（純広告）

- 〈注〉① タイアップ広告は、企画性に富み、且つ、オリジナリティあふれたもので、該当頁内に提供広告主が明記されたものとする。
（提供表示以外に、協力・協賛・問い合わせ先・ロゴマーク等可）
- ② シリーズ広告とは、広告主において、あらかじめ、シリーズ広告として一貫したテーマで企画制作され、同一雑誌に継続して4回以上掲載されたものをいう。（広告主の確認を必要とする）
- ③ マルチプル広告とは、同一雑誌（同一号）に4頁以上連続して、掲載されたものをいう。
特殊加工広告とは、ポップアップ・サンプル付広告・型抜き・特殊折広告等をいう。
- ④ 小スペース広告は1頁未満の作品とする。また、シリーズ広告、マルチプル広告にあたる小スペース広告もこの部門で審査の対象とする。
- ⑤ 自社広告は審査対象から除外する。
- ⑥ 提出広告作品には、原則として広告会社の介在を必要とする。

- ☆ 第1部・第3部から第5部は純広告とする。
- ☆ 第2部タイアップ広告は必ず台紙の表に、企画主旨を記入する。
- ☆ 広告賞運営委員会特別賞とは、雑誌広告を核として、他メディアやイベント連動などの、立体的、多面的展開で、特に企画性の高い広告作品であること。審査対象は、令和2年7月1日以降、令和3年6月末までの1年間とする。
所定のエントリー用紙に記入し提出する。
- ☆ 雑誌表記は、月刊誌～令和〇〇年〇月号、週刊誌等～令和〇〇年〇月〇日号と表記する。

2. 第1部・第2部は、別に定める「業種別分類表」により分類、第3部、第4部、第5部は業種別分類を行わない。

3. 広告作品は、所定の台紙に貼付する。シリーズ広告、マルチプル・特殊加工広告等で台紙が複数枚になる場合は、一括して右上隅をとじひも等でとじる。（左開きの雑誌の場合は、左上隅をとじる事も可）
小冊子・付録等はそのままの状態、全体の作品が分かるように提出する。（マルチプル広告で頁が連続している場合も同様）
台紙は事務局に必要な枚数を請求する。

4. 貼付は縦位置にして右側を少しあげ、中央やや左寄りにする。左開きの雑誌の場合は上記の逆にする。
見開きの場合は必ず左側に折り込む。
小スペース広告はいずれも記事より切りはなし、広告のみを貼りつける。
門構えの広告は1枚の台紙に2本門構えに貼りつける。
貼付用台紙の図面を参考にする事。

5. 作品を添付した台紙の下方細枠の中に広告主名、雑誌名、部別表示（第1部から第5部）業種別表示（第1部・第2部のみ）を記入する。部別並びに業種別表示は、本提出要項の第1項、第2項による。
第2部タイアップ広告においては、企画主旨も記入する。
なお、シリーズ広告、並びに台紙2枚以上を要したマルチプル・特殊加工広告の表示は最初の1枚のみに記入する。

6. 台紙裏面に「作品説明」の所定事項を記入する。
シリーズ広告は要した台紙に月号表記を記入し、台紙2枚以上を要したマルチプル・特殊加工広告の場合は、最終台紙の裏面に記入する。

7. 作品提出と同時に「提出作品送付書」を提出する。送付書は部門別に記入し（雑誌別ではなく）、第1部・第2部は業種別AからEの順序で記入する。

8. 作品の周囲や継目等の表面に出る部分には、なるべく接着テープを使用しない。また、作品の裏面にボールペンやマジックインキ等を用いて文字、記号等を記入してはならない。
9. 広告賞運営委員会は、提出された広告作品の分類について訂正する場合もある。また、分類の判断の困難な作品についてもこれを処理する。
10. 提出作品は、必ず媒体誌に掲載した広告作品に限る。校正刷、別刷等は審査の対象としない。
11. 本年の審査対象雑誌広告作品は、月号表記で令和2年7月1日以降、令和3年6月末日付までの1年間に発行された雑誌に掲載されたものに限る。ただし、第3部シリーズ広告において当該年にわたる掲載が4回に満たない場合、また、第2部タイアップ広告・第5部小スペース広告で対象期間をまたぐ連続した広告に関しては、6カ月を限度に、令和2年1月までさかのぼって審査の対象とする。
12. 提出作品点数は1誌につき第1部純広告A～E 50点以内。第2部タイアップ広告A～E、第3部シリーズ広告、第4部マルチプル・特殊加工広告、第5部小スペース広告各10点以内とする。
また、総点数を1社につき150点以内とする。
13. 増刊、別冊、臨時号は独立媒体とする。
14. 作品提出は本年7月1日(木)から受け付けを開始し、7月7日(水)を締切日とする。
15. 提出要項(分類・貼付方法・所定事項記入・提出期限)に違反した場合は失格となる場合もある。

(昭和40年6月17日制定・以後毎年度各一部改正)

《 業 種 別 分 類 表 》

Ⓐ 食品・飲料・ヘルスケア部門

＜食 品＞ 米、魚・肉、野菜、果物、調味料、菓子、加工食品、冷凍食品、
乳製品、その他食品全般

＜飲 料＞ 水、茶、ジュース、コーヒー、炭酸飲料、乳酸飲料、
ノンアルコール飲料、その他飲料全般

＜嗜 好 品＞ ビール、日本酒、焼酎、ウイスキー、ワイン、
その他アルコール飲料全般、
たばこ、無煙たばこ、葉巻（*喫煙マナー広告・禁煙関連商品含む）

＜ドリンク剤（医薬品・医薬部外品）・サプリメント＞ 栄養ドリンク、
健康補助食品

＜特定保健用食品＞ 「トクホ」のロゴマーク入りの飲料及び食品

＜医 薬 品＞ かぜ薬、胃腸薬など薬全般

＜医療用品＞ 体温計、医療用機器、生理用品、避妊具

＜コンタクトレンズ＞ コンタクトレンズ及び関連商品

＜デンタルケア関連＞ 歯磨剤、歯ブラシ、電動歯ブラシ、口腔清涼剤、
入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤

＜健康器具＞ ヘルスメーター、体脂肪計、血圧計、歩数計、電動マッサージ機器

＜スポーツ用品＞ スポーツウェア、スポーツシューズ、スポーツ水着、
ウォーキングシューズ、その他スポーツ用品全般

＜石 鹼＞ 石鹼、薬用石鹼、ハンドソープ、ボディソープ、消毒液

＜企業広告＞ 食品・飲料・医薬品メーカー、スポーツブランドなどの企業PR

② ビューティ・コスメティック部門

- ＜化粧品＞ スキンケア製品、メイクアップ用品、香水、整髪料、
日焼け止め、シャンプー、リンス、洗顔石鹸、その他化粧品全般
- ＜美容診断・ヘアケア関連＞ エステ、肌・毛髪診断、かつら、育毛、養毛剤
- ＜美容器具＞ ホットカーラー、洗顔器、脱毛器、美容加湿器、ドライヤー
- ＜企業広告＞ エステ・化粧品メーカーなどの企業PR

③ ファッション・ジュエリー部門

- ＜衣料品＞ 衣類、スーツ、和服、和装品、下着、ストッキング、水着
- ＜身回品＞ バッグ、シューズ、傘、ネクタイ、スカーフ、ハンカチ、手袋
- ＜時計＞ 時計全般
- ＜装飾品＞ アクセサリー、貴金属類、喫煙具、眼鏡、サングラス
- ＜キッズウエア＞ 乳児以外の子供用ファッションウエア
- ＜ブランド広告＞ ファッション・ジュエリーブランドのブランドPR
- ＜企業広告＞ ファッションメーカー、ジュエラーなどの企業PR

④ 電機・住環境・情報通信部門

- ＜生活家電＞ 冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機、電子レンジ、食洗機、
アイロン、加湿器、照明器具、電池、その他家電全般
- ＜冷暖房機器＞ エアコン、ストーブ、こたつ、扇風機、電気毛布
- ＜AV機器＞ テレビ、ラジオ、各種レコーダー・プレーヤー（BD、DVD、
CDなど）、ヘッドホン
- ＜光学機器＞ カメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、望遠鏡
- ＜パソコン・事務機器＞ パソコン、スキャナ、プリンター、コピー機、電卓、
デジタル記録メディア（BD、DVD、CD、SDカードなど）
- ＜産業用機器＞ エレベーター、耕運機、芝刈り機、工具
- ＜不動産関連＞ 宅地分譲、マンション販売、賃貸住宅などの不動産業全般
- ＜住宅関連＞ 住宅建物、窓、サッシ、建材、セキュリティ器具、火災報知器、
床暖房システム、家庭用エネルギーシステム
- ＜住宅設備＞ システムキッチン、トイレ、洗面・化粧台、ユニットバス
- ＜家庭用ガス機器＞ ガスレンジ、ガスオーブン、ガスストーブ
- ＜家具・寝具＞ テーブル、ソファ、椅子、デスク、書棚、ベッド、ふとん
- ＜インテリア関連商品＞ カーテン、ブラインド、額縁
- ＜家庭用雑貨＞ 食器、容器、鍋類、ジャー・ポット・魔法瓶、箸、タオル、
かみそり、ティッシュペーパー、ラップ、モップ、その他家庭用雑貨全般
- ＜家庭用化学品＞ 防虫剤、除湿剤、防臭剤、ワックス
- ＜家庭用機器＞ 浄水器、料理用計量器など
- ＜洗剤・入浴剤＞ 洗濯用洗剤、食器用洗剤、家庭用洗剤、洗濯のり、入浴剤
- ＜シニア用品＞ 補聴器、成人用おむつ、介護用品
- ＜ベビー用品＞ 育児用ミルク、ベビーフード、哺乳びん、おむつ、
ベビー用衣料、ベビースキンケア用品、ベビーカー、チャイルドシート
- ＜文具＞ 鉛筆、万年筆、ボールペン、ランドセル
- ＜エネルギー関連・基礎材＞ 電力、ガス、水道、ガソリン、灯油
- ＜情報通信関連＞ 通信、通信サービス、携帯電話、モバイル機器、
タブレット型モバイル、ファックス、インターネット、メール、SNS
- ＜企業広告＞ 家電・光学機器・生活用品・ハウスメーカー、情報通信関連などの
企業PR

㊦ 自動車・金融・サービス・その他部門

- ＜自動車・二輪車＞ 乗用車全般、トラック、オートバイ、自転車
- ＜輸送機器＞ モーターボート、ヨット、スノーモービルなど輸送用機器全般
- ＜自動車関連機器＞ カーナビ、カーオーディオ、タイヤ
- ＜銀行・証券・金融＞ 銀行、各種金融機関、リース、株式、投資信託、
国債・社債、金・コインなどの金融および金融商品全般
- ＜カード関連＞ クレジットカード、電子マネー、図書カード、商品券
- ＜宝くじ＞ 宝くじ、サッカーくじ
- ＜保険＞ 生命保険、各種損害保険（火災保険・傷害保険・旅行保険）
- ＜医療＞ 病院、有料老人ホーム、介護サービス、献血
- ＜墓地・仏壇・仏具＞ 墓石、神棚、お線香
- ＜サービス＞ デパート、ショップ、飲食店、スポーツ関連施設、映画館、
劇場、興行、オークション、遊園地、テーマパーク
- ＜遊戯関連＞ パチンコ、カジノ
- ＜観光関連＞ ホテル、旅館、観光施設、観光地、国内外の観光局
- ＜運輸関連＞ 郵便、宅配便、陸運、水運、航空、運送付帯サービス
- ＜警備サービス＞ ホームセキュリティ
- ＜通信販売＞ インターネットショッピング、通信販売、通信教育
- ＜AVソフト＞ DVDソフト、BDソフト、CDソフト、パソコン用ソフト
- ＜電子ゲーム関連＞ 電子ゲーム、インターネットゲームサービス、
パソコン・モバイル機器用ダウンロードゲーム
- ＜玩具＞ 玩具全般、ボードゲーム、トランプ、ひな人形、五月人形
- ＜出版・放送関連＞ 雑誌、書籍、辞書、電子雑誌、電子書籍、電子辞書、
新聞、テレビ番組宣伝
- ＜園芸用品＞ 植物・種苗、観葉植物、肥料、植木鉢、ガーデニンググッズ
- ＜楽器全般＞ 楽器、電子楽器
- ＜ペット関連用品＞ ペットフード、ペットシャンプー、動物用医薬品
- ＜官庁・特殊法人・学校・その他団体＞ 政党、宗教法人、大学、NPO法人
- ＜企業広告＞ 自動車・金融・サービス業・マスコミなどの企業PR